

令和4年度第4四半期（1～3月）における
異常価格差補てん金の単価について

令和4年度第4四半期における異常価格差補てん金の単価は、公益社団法人配合飼料供給安定機構がトン当たり327円と決定し、農水省の承認を得ました。

これにより、通常価格差補てん金の単価は、すでに決定している950円から327円を差し引き、トン当たり623円となります。

以上